

底井野校区予約型乗合タクシー事業計画書（案）

I. 目的

中間市の西部に位置する底井野校区は、鞍手町、遠賀町と隣接し、田畑や工場団地、都市公園である垣生公園が立地する自然豊かな地域であるが、近年、同地区の地域公共交通は、平成 25 年 3 月末に西鉄バス中山中間線が廃止され、平成 26 年 7 月に J R 筑豊本線の筑前垣生駅の無人駅化が行われるなど、利用者にとって利便性が低下し続けている状況にある。

このような中、底井野校区の 5 つの自治会の総意により、日常の買い物や病院への通院を目的とした新しい地域公共交通の導入を求める要望書が提出され、また、新しい地域公共交通の導入に向けたアンケート調査の結果による地域の現状を踏まえ、今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、新しい地域公共交通を検討する基本方針に基づいた、西部地域と東部地域をつなぐ新しい移動手段の環境整備を行い、両地域の交流を促進する。

○新しい地域公共交通を検討する基本方針

1. 既存の公共交通機関の利用促進
2. 継続性・経済性・安全性の確保
3. 高所地区・交通不便地区住民の移動手段の確保
4. 地域住民からの要望

II. 運行方法の概要

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1. 運行の態様 | 区域運行 |
| 2. 営業区域 | 底井野校区から中間市立病院まで |
| 3. 運営主体 | 中間市 |
| 4. 運行主体 | 市内に営業所が立地し、かつ一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する事業者 |

底井野校区の新しい地域公共交通は、大型輸送を行う幹線バス路線が廃止された地域と田畑が広がる狭隘な道路周辺にある住宅地が営業区域となることから、中間南校区と同様、幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段が想定される。

このことを踏まえ、運行経路や運行回数、使用車両、運行時刻等を検討する事業計画書、運行計画書の策定を行い、必ず幹線バス路線である西鉄バス中間線及びその他の公共交通に接続する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に努める。

【運行主体の選定方法】

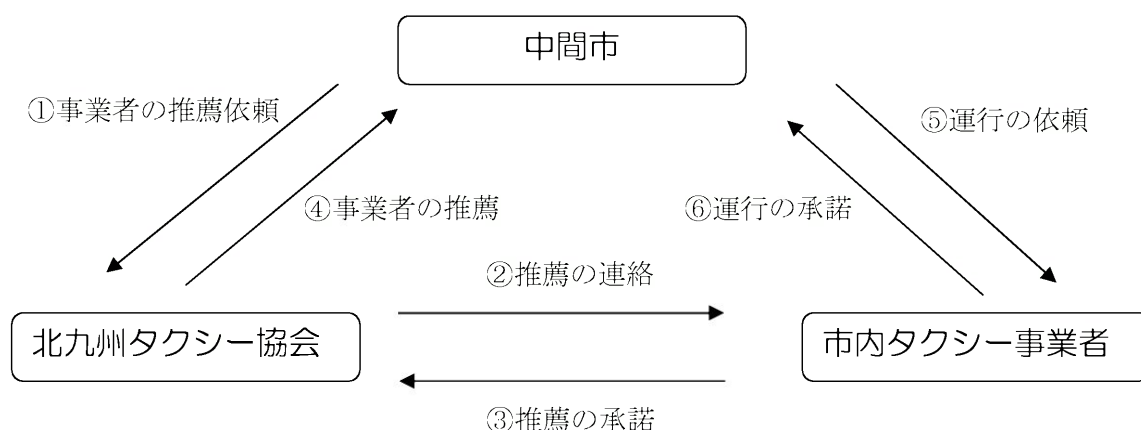
底井野校区の新しい地域公共交通は、南校区と同様、大型輸送を行う幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段です。

集落内及び田畑が広がる狭隘な道路を運行するため、使用車両は10人以下(セダンタイプを含む)に限られます。

そのことから、運行主体としては、集落内の有償旅客運送のノウハウがあり、乗り残しなどの対応が迅速にできる、市内に営業所が立地するタクシー事業者が、今回の予約型乗合タクシー事業の運行主体としてもっとも適した運行主体であると考えます。

(1) 市内タクシー事業者からの選定方法

→中間市から北九州タクシー協会へ運行主体となり継続的な事業が実施できるタクシー事業者(1社以上)の推薦を依頼する。



(2) 運行協定：底井野校区予約型乗合タクシー事業の実施に伴う協定書

※共同運行の場合は、共同運行協定書を締結予定

→継続的な安全運行による交通弱者の移動手段を確保するため、関係機関の相互協力及び役割分担を明確にした取り決めを行う。また、運行計画の見直し及び廃止についても明確な基準を定める。

底井野校区自治会

利用促進(校区内広報)
運行コース、時刻の検討
回数券の販売
停留所の管理

市内タクシー事業者

事前予約の受付及び安全運行
利用者数の把握
運行コース、時刻の検討
利用促進(回数券販売など)

中間市

運行経費・停留所設置の財政的支援
利用促進（広報掲載）
運行コース、時刻の検討
回数券の販売

北九州タクシー協会

運行全般に関する助言
安全運行及び利用促進など

(3) 運行契約：底井野校区予約型乗合タクシー運行業務契約書

→地域住民の日常生活を支える移動手段として、継続的な安全運行並びに、既存の公共交通機関との相乗効果による利用促進を図りながら、地域公共交通の維持・確保を行うため、運営主体である市と運行主体である一般旅客自動車運送事業者との間で、運行計画に基づく契約書を締結する。

中間市

市内タクシー事業者

← 運行計画による運行 →

(4) 運行補助：中間市コミュニティバス路線運行維持費補助金交付要綱

→補助金の額は、予算の範囲内において、運行経費から運行収入を控除して得た額以内の額とし、四半期ごとに収支を取りまとめ、補助金交付申請書を提出する。

中間市

市内タクシー事業者

補助金の交付
(年4回)

← 補助金交付申請

- 第1 四半期：10月から12月
- 第2 四半期：1月から3月
- 第3 四半期：4月から6月
- 第4 四半期：7月から9月

5. 運行予定日

平成28年10月上旬

6. 運送の区間

底井野校区から中間市立病院までを運送する。

(運送経路)

①垣生・下大隈系統

下大隈公民館～上底井野～地域交流センター～JR筑前垣生駅～
中間市役所～にしてつストア～通谷電停～中間市立病院

②砂山・底井野系統

砂山7組～中底井野～地域交流センター～JR筑前垣生駅～
中間市役所～にしてつストア～通谷電停～中間市立病院

運送の区間の概要

1	起 点	下大隈公民館		
	終 点	中間市立病院		
	キロ程	往路 10.0km、復路 10.0km		
	主たる経由地	J R 筑前垣生駅、通谷電停		
	道路管理者	福岡県、中間市		
2	起 点	砂山7組		
	終 点	中間市立病院		
	キロ程	往路 10.3km、復路 10.3km		
	主たる経由地	J R 筑前垣生駅、通谷電停		
	道路管理者	福岡県、中間市		
計	路線合計	2 区間	路線キロ計	22.0km

7. 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間 (①垣生・下大隈系統、②砂山・底井野系統)

	発車時刻	到着時刻	運行間隔時間	予約時間
①	8 : 15	9 : 00	—	前日の 17 時まで
②	9 : 15	10 : 00	15 分間	8 時 15 分まで
③	10 : 15	11 : 00	15 分間	9 時 15 分まで
④	11 : 15	12 : 00	15 分間	10 時 15 分まで
⑤	13 : 15	14 : 00	75 分間	12 時 15 分まで
⑥	14 : 15	15 : 00	15 分間	13 時 15 分まで
⑦	15 : 15	16 : 00	15 分間	14 時 15 分まで
⑧	16 : 15	17 : 00	15 分間	15 時 15 分まで

8. 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

(1) 垣生・下大隈系統

No.	停留所名称	料 程	停留所名称	料 程	摘 要
1	①下大隈公民館	↓往路	①下大隈公民館	↑復路	新設
		0.316		0.324	
2	②下大隈J Rガード横	0.703	②下大隈J Rガード横	0.684	新設
3	③瀬戸	1.245	③瀬戸	1.274	新設
4	④底井野郵便局前	0.316	④底井野郵便局前	0.32	新設
5	⑤上底井野15組	1.206	⑤上底井野15組	1.214	新設
6	⑥砂山公民館	0.547	⑥砂山公民館	0.545	新設
7	⑦砂山ゆかい農園前	0.576	⑦砂山ゆかい農園前	0.574	新設
8	⑧砂山口	0.423	⑧砂山口	0.549	新設
9	⑨地域交流センター さくら館	0.336	⑨地域交流センター さくら館	0.194	新設
10	⑩垣生町さくら館そば	0.253	⑩垣生町さくら館そば	0.248	新設
11	⑪J R筑前垣生駅	0.362	⑪J R筑前垣生駅	0.359	新設
12	⑫垣生町入口	0.566	⑫垣生町入口	0.567	新設
13	⑬中間市役所前 (降車のみ)	0.803	⑬中間市役所前 (乗車のみ)	0.812	新設
14	⑭筑鉄中間 (降車のみ)	1.466	⑭筑鉄中間 (乗車のみ)	1.475	新設
15	⑮通谷電停 (降車のみ)	0.882	⑮通谷電停 (乗車のみ)	0.861	新設
16	⑯中間市立病院 (降車のみ)	計	⑯中間市立病院 (乗車のみ)	計	新設
		10.0km		10.0km	

※13～16の停留所での乗降は、往路は降車のみ、復路は乗車のみ利用とする。

(2) 砂山・底井野系統

No.	停留所名称	料 程	停留所名称	料 程	摘 要
1	①砂山7組	↓往路	①砂山7組	↑復路	新設
		0.327		0.353	
2	②三軒屋会館	1.507	②三軒屋会館	1.553	新設
		0.513		0.512	
3	③中底井野記念碑横	0.513	③中底井野記念碑横	0.512	新設
		0.409		0.426	
4	④中底井野3組	0.409	④中底井野3組	0.426	新設
		0.708		0.706	
5	⑤中底井野公民館	0.708	⑤中底井野公民館	0.706	新設
		0.497		0.517	
6	⑥上底井野7組入口	0.497	⑥上底井野7組入口	0.517	新設
		0.562		0.567	
7	⑦上底井野公民館	0.562	⑦上底井野公民館	0.567	新設
		0.483		0.482	
8	⑧底井野小学校横	0.483	⑧底井野小学校横	0.482	新設
		0.626		0.668	
9	⑨消防団第五分団格納庫 シルバー人材センター	0.626	⑨消防団第五分団格納庫 シルバー人材センター	0.668	新設
		0.336		0.194	
10	⑩地域交流センター さくら館	0.336	⑩地域交流センター さくら館	0.194	新設
		0.253		0.248	
11	⑪垣生町さくら館そば	0.253	⑪垣生町さくら館そば	0.248	新設
		0.362		0.359	
12	⑫J R筑前垣生駅	0.362	⑫J R筑前垣生駅	0.359	新設
		0.566		0.567	
13	⑬垣生町入口	0.566	⑬垣生町入口	0.567	新設
		0.803		0.812	
14	⑭中間市役所前 (降車のみ)	0.803	⑭中間市役所前 (乗車のみ)	0.812	新設
		1.466		1.475	
15	⑮筑鉄中間 (降車のみ)	1.466	⑮筑鉄中間 (乗車のみ)	1.475	新設
		0.882		0.861	
16	⑯通谷電停 (降車のみ)	0.882	⑯通谷電停 (乗車のみ)	0.861	新設
		計 10.3km		計 10.3km	
17	⑰中間市立病院 (降車のみ)	計 10.3km	⑰中間市立病院 (乗車のみ)	計 10.3km	新設

※14～17の停留所での乗降は、往路は降車のみ、復路は乗車のみ利用とする。

※停留所は、設置箇所により据え置き型、埋め込み型等にて設置予定。

底井野校区予約型乗合タクシー運行計画書（案）

1. 運行目的

今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、新しい地域公共交通を検討する基本方針に基づいた、西部地域と東部地域をつなぐ新しい移動手段の環境整備を行い、両地域の交流を促進する。

2. 運行方法

区域運行（路線を定めた予約型乗合運行）

3. 運営主体

中間市

4. 運行主体

市内に営業所が立地し、かつ一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する事業者

5. 運行系統

(1) 垣生・下大隈系統 20.0 km（往路・復路 10.0 km）

【下大隈公民館～上底井野～地域交流センター～J R筑前垣生駅～中間市役所～にしてつストア～通谷電停～中間市立病院】

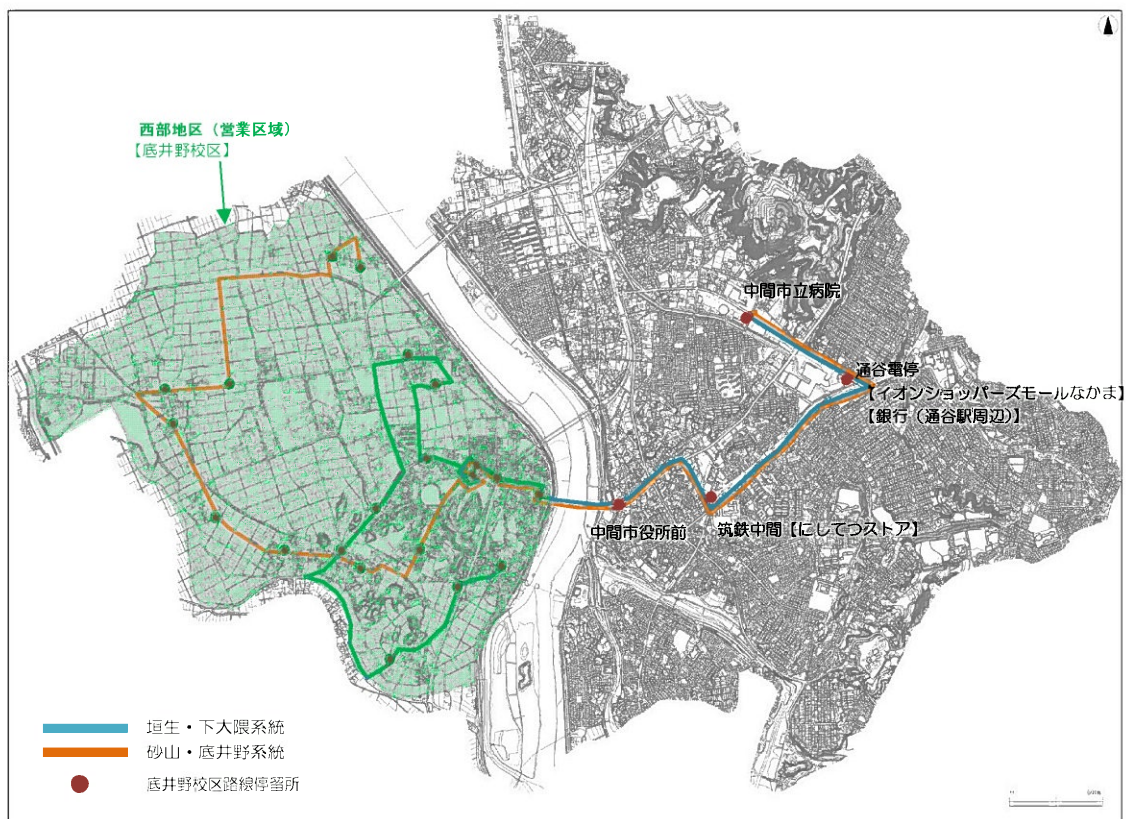
起点：下大隈公民館（主な経過地：J R筑前垣生駅、通谷電停） 終点：中間市立病院

(2) 砂山・底井野系統 20.6 km（往路・復路 10.3 km）

【砂山7組～中底井野～地域交流センター～J R筑前垣生駅～中間市役所～にしてつストア～通谷電停～中間市立病院】

起点：砂山7組（主な経過地：J R筑前垣生駅、通谷電停） 終点：中間市立病院

6. 営業区域



西部地区：底井野校区全域

★停留所での乗降について

西部地区：各停留所での乗降可とする。

西部地区には、広域移動を担うJR筑豊本線とドア・ツウ・ドアのきめ細やかな運行を行うタクシー事業があり、この既存の地域公共交通と役割分担を行うことで、利用者によりよい交通サービスを提供することが可能である。

東部地区（4箇所の停留所）：各停留所での乗降を制限する。

①西部地区から東部地区に向かう行きの便【中間市役所→中間市立病院間】

中間市役所から中間市立病院までの各停留所では、乗車することができず、降車のみとする。

②東部地区から西部地区に向かう帰りの便【中間市立病院→中間市役所間】

中間市立病院から中間市役所までの各停留所では、降車することができず、乗車のみとする。

今回の予約型乗合タクシーは、西部地区と東部地区をつなぐ新しい移動手段の環境整備を行うことで、両地域の交流を促進することを目的としており、東部地区内の移動については、新しい地域公共交通を検討する基本方針に基づき、既存の公共交通機関の利用促進に努める。

7. 運行回数・運行時間帯

運行回数 4本／日（往復を1本）を週4日（月・火・水・金曜日）、1系統ごと運行。

※市内にある多くの病院が休診となる木曜日は運休。

①垣生・下大隈系統は月、水曜日の運行。②砂山・底井野系統は火、金曜日の運行。

運行時間帯 （午前）8時台～12時まで 4便 （午後）13時台～17時まで 4便

※平日が祝日でも運行。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及びお盆（8月13日から8月15日まで）は運休。

8. 使用車両

運行車両 5人乗りセダンタイプ

事業に必要な常用車両 1台（5人乗りセダンタイプ）

追走車両及び故障対応のための予備車両 3台（5人乗りセダンタイプ） 計 4台

※市が運行委託する事業者が保有するタクシー車両を、タクシー事業と併用して使用する。

9. 運賃

今回のアンケート結果より、利用する方の多くが、現在週1回～2回外出していると回答している。このことから、運賃については、複数回利用していただくためにも、200円以下にすることが望ましい。

①運賃

定額 200円（中学生以上）、100円（障がい者・小学生）、無料（小学生未満）

②回数券

100円券が11枚綴りを1,000円にて販売

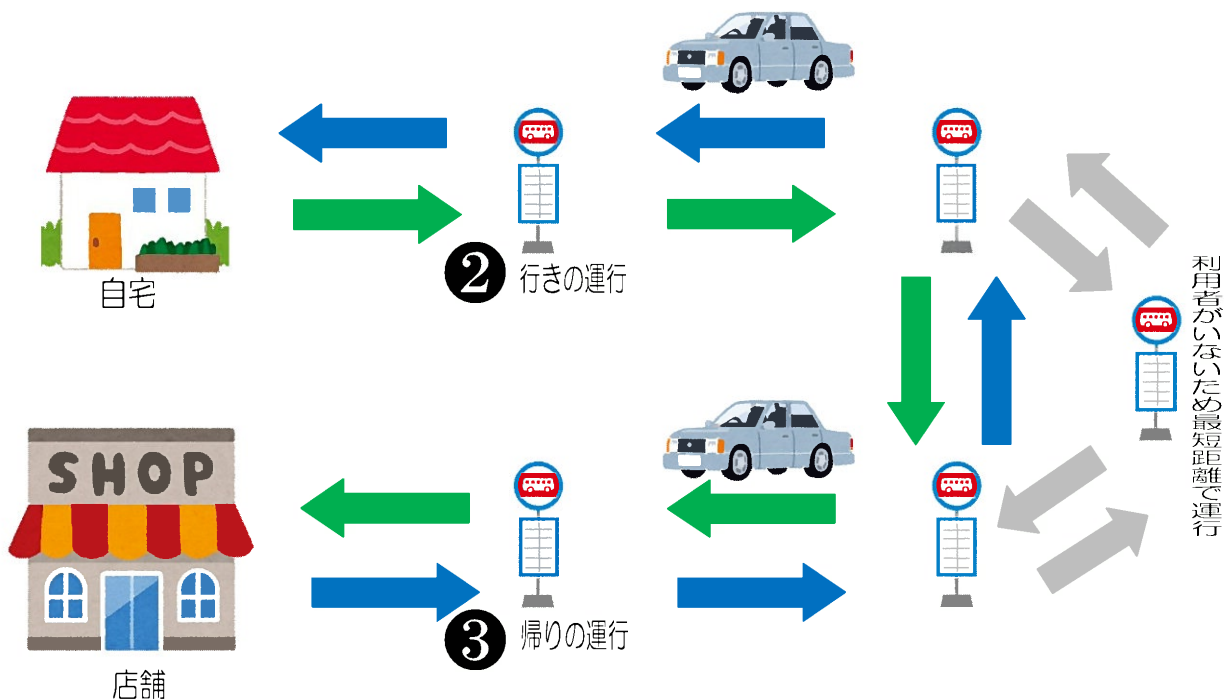
10. 利用方法

◆底井野校区コミュニティバス利用方法イメージ図

【利用方法例：買い物に行く場合】



- 1 利用するときは、まず、運行事業者（営業所）に「**●●停留所から●●時●●分の便に乗ります。**」と事前に電話連絡をする。また、帰りも利用する場合は、「**●●停留所から●●時●●分の便に乗ります。**」と伝える。



- 2 電話予約した**●●時●●分**に自宅近くの停留所から乗って、お店の近くの停留所で運賃を支払って降りる。
利用予約のない停留所は通過して、最短距離で運行する。
- 3 買い物からの帰りは、お店の近くの停留所から**電話予約した●●時●●分**に乗って、自宅近くの停留所で運賃を支払って降りる。
帰りの場合も、利用予約のない停留所は通過する。

- **運行** 平日のみ（木曜日は運休）。※平日が祝日の場合は、運行。
1日8便（行き帰り合せて）
- **予約** 運行日の2日前から各便の出発時間の1時間前まで。第1便目は前日の17時まで。
- **運賃** 定額200円（中学生以上）、100円（障がい者、小学生）、無料（小学生未満）
回数券1,000円（100円券×11枚綴り）

• **乗車、降車ルール**

行きの便の東部地区各停留所（市役所から市立病院の間）では、**降りるのみ**。
また、帰りの便の東部地区各停留所（市立病院から市役所の間）では、**乗ることしかできません**。

東部地区内では、西鉄バス、フレンドリー号、筑豊電気鉄道等の公共交通の利用を促進する。

• **その他**

利用者の事前登録は不要とし、どなたでも予約専用電話に乗車場所の停留所と利用時刻を連絡することで利用できることとする。

予約専用電話番号は、運営主体と運行主体が協議して、利用者にわかりやすい方法を整え、言語障がい者や聴覚障がい者などが利用できるようFAXによる受付体制を整えることとする。

1.1. 参考事例 鞍手町 もやいタクシー

1.2. 運行経費（概算）

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| (1) 運行車両 | 5人乗りセダンタイプ |
| (2) 運行頻度（1つのバス停にバスが来る回数） | 8便/日 |
| (3) 本数（全体の運行本数） | 4本/日、週4日（203日） |
| (4) 運行系統キロ程 | ①垣生・下大隈系統 20.0km
②砂山・底井野系統 20.6km |

(5) 運行条件

5人乗りセダンタイプ車両運行台数	1台
5人乗りセダンタイプ車両予備台数	3台
5人乗りセダンタイプ車両年間走行キロ（追走運行を除く）	17,864 km/台
乗務員雇用者数	1人
乗務員数	1仕業
停留所新設箇所数	25箇所

(6) 初期投資（概算）

停留所設置費用	3,000千円
小計	3,000千円

(7) 運行経費 (概算) ※公定幅運賃より試算

運行経費	4,986 千円	①
追走経費	812 千円	
小計	5,798 千円	

※運行経費 (5人乗りセダンタイプの場合) : 670円/1.6km 80円/322mの公定幅運賃にて試算 (3,070円/11km)、
時間制運賃 2,000円/30分

※追走経費について、運行日数の1/2をセダンタイプ車両1台にて追走する場合を想定し、1日4本運行する場合は、2時間追走を行うとする。

※運行経費の概算については、運行系統うち、長い方の系統 (砂山・底井野系統 往復20.6km【片道10.3km】)を参照し、片道約11kmから年間走行キロを17,864km (追走運行を除く)を算出し、上述の公定幅運賃から運行経費の試算及びキロ当たりの運行経費を算出している。

(8) 運行収入 (200円) ※追走運行を除く

運行収入	325 千円	②
------	--------	---

※運賃収入については、1本【往復を1本】あたり平均利用者数を2人と想定

(9) 運行経費収支差 ※収支差③=運行経費①-運行収入②

収支差	4,661 千円	③
-----	----------	---

(10) キロ当たり運行経費 ※追走運行を除く

キロ当たり運行経費	279.11 円/km
-----------	-------------